

平成 27 年 4 月 8 日

各 位

会社名 株式会社 ウェブクルー  
代表者名 代表取締役社長 藤島義琢  
(コード：8767、東証マザーズ)  
問合せ先 経営管理デジタルビジョン統轄 今森教仁  
(TEL. 03-5789-1227)

## 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議 並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 10 日付当社プレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成 27 年 2 月 10 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、及び全部取得条項付普通株式（下記「I.②」において定義いたします。以下同じです。）の取得について、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、平成 27 年 4 月 8 日から平成 27 年 5 月 10 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 27 年 5 月 11 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得に関する決議に基づき、平成 27 年 5 月 13 日を全部取得条項付普通株式の取得についての基準日（以下「基準日」といいます。）と定め、同日の最終の当社株主名簿に記録された株主様をもって、当該株主様が保有する全部取得条項付普通株式の全て（但し、当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を、平成 27 年 5 月 14 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき、当社 A 種種類株式（下記「I.①」において定義いたします。）を 0.00000024 株の割合をもって交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### I. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成 27 年 2 月 10 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③の手続による当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本

種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更し、平成 27 年 2 月 10 日付当社プレスリリース「I. 当社定款の一部変更」の「1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件その1」）」の定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①の手続による変更後の当社の定款の一部を追加変更し、全ての当社普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全てを取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 0.00000024 株の割合をもって交付する旨の定めを設けます。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②の各手続による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が、当社を除く全部取得条項付普通株式に係る株主（以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種種類株式を 0.00000024 株の割合をもって交付いたします。なお、この際、株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング（以下「ニュートン」といいます。）以外の全部取得条項付普通株主の皆様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、いずれも 1 株未満の端数となる予定です。また、交付される A 種種類株式が 1 株未満となる当該株主の皆様につきましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

## II. 各議案に係る承認決議

### 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の承認決議（本完全子会社化手続①）

#### (1) 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続①に係る定款変更及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第 1 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。なお、定款変更の内容は、平成 27 年 2 月 10 日付当社プレスリリース「I. 当社定款の一部変更」の「1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件その1」）」に記載のとおりです。

#### (2) 定款変更の効力発生

本完全子会社化手続①に係る定款変更及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって、本日発生しております。

### 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の承認決議（本完全子会社化手続②）

#### (1) 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続②に係る定款変更は、本臨時株主総会における第 2 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。なお、定款変更の内容は、平成 27 年 2 月 10 日付当社プレスリリース「I. 当社定款の一部変更」の「2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件その2」）」に記載のとおりです。

## (2) 定款変更の効力発生

本完全子会社化手続②に係る定款変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成 27 年 5 月 14 日に発生いたします。

## 3. 全部取得条項付普通株式の取得の承認決議（本完全子会社化手続③）

### (1) 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続③に係る全部取得条項付普通株式の取得は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第 3 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案の内容は、平成 27 年 2 月 10 日付当社プレスリリース「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に記載のとおりです。

### (2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

本完全子会社化手続③に係る全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本完全子会社化手続②に係る定款変更の効力発生を条件として、平成 27 年 5 月 14 日（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

### (3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、当社は、取得日をもって、全部取得条項付普通株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種類株式を 0.00000024 株の割合をもって交付いたします。

また、全部取得条項付普通株主の皆様に対して、A 種類株式を交付した結果生じる 1 株未満の端数につきましては、会社法第 234 条の定めに従って、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の A 種類株式を売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社では、A 種類株式について、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で、ニュートンに売却すること、または同項及び同条第 4 項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。この場合の A 種類株式の売却価格につきましては、各株主の皆様が従前保有していた当社普通株式の数に 705 円を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

## 4. 上場廃止について

上記承認可決の結果、当社普通株式は、東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当することとなりますので、平成 27 年 4 月 8 日から平成 27 年 5 月 10 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 27 年 5 月 11 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

### Ⅲ. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

種類株式発行等に係る定款一部変更（「定款一部変更の件その1」）の効力発生日	平成27年4月8日（水）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成27年4月8日（水）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日 設定公告	平成27年4月10日（金）
当社普通株式の売買最終日	平成27年5月8日（金）
当社普通株式の上場廃止日	平成27年5月11日（月）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成27年5月13日（水）
全部取得条項等に係る定款一部変更（「定款一部変更の件その2」）の効力発生日	平成27年5月14日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成27年5月14日（木）

以上